

神戸市須磨区マスコットキャラクター 「すまぼう」画像利用の手引き



◎キャラクターについて

すまぼうは、須磨の海に住むうみぼうず。

イベントへの参加や広報物へ登場することで

- ①公益的活動の推進
- ②須磨区内や区内各地域の PR
- ③区への愛着や親しみを高めること につながる活動を応援しています。

※詳細なプロフィールは須磨区ホームページをご覧ください。

<https://www.city.kobe.lg.jp/i73375/kuyakusho/sumaku/syokaitorikumi/sumabou/index.html>

◎身に着けているもの

- ①にっこりポシェット

…須磨の美味しいものが入っている

- ②コスモス・松のキーホルダー

…須磨区の花「コスモス」と須磨区の木「松」のキーホルダーは、すまぼうのお気に入り



◎利用できる画像

承認した須磨区マスコットキャラクター「すまぼう」の画像

◎利用期間

1 年以内

◎利用料

原則無料

◎利用方法

e-KOBE(スマート申請システム)に必要事項を登録し、申請手続きを行う。

e-KOBE の利用が困難な場合は、「すまぼう画像利用申請書」(様式第 2 号)に必要事項を記入する。

◎注意事項

次に掲げる利用はできませんので、ご了承ください。

- ① 要綱第 5 条に規定する利用目的以外での利用
- ② 営利または販売を目的とした利用
- ③ 須磨区の品位を傷つけたり、区民の理解を妨げたりするおそれがあると認められる利用
- ④ 特定の個人や団体を援助、助長、促進、圧迫、干渉等していると誤解させるおそれがある利用
- ⑤ 法令または公序良俗に反するおそれがあると認められる利用

◎利用上の遵守事項

- ① 『須磨区マスコットキャラクター「すまぼう」の画像利用に関する要綱』の第 7 条に規定されている事項を遵守してください。
- ② その他、次のような利用はしないでください。



変形して利用



左右反転して利用



変色して利用



キャラクターと調和しない背景や色、持ち物と併せて利用



表情など細部を部分的に変更して利用



キャラクターを重ねて利用



背景によって視認性が損なわれる場合は、キャラクターがはっきり認識できるようスペースを確保してください。



◎画像の表示例



©2014 神戸市 (申請番号 8 桁)



©2014 Kobe city (申請番号 8 桁)

◎許諾の取り消し等

次のいずれかに該当するときは、許諾の取消し、許諾内容の変更、「すまぼう」の画像の利用制限・停止を行うことがあります。なお、これにより利用者に生じた損害については、市は一切の責任を負いません。

- ① 要綱または要綱に基づく指示に違反したとき。
- ② 偽りその他不正な手段により許諾を受けたとき。
- ③ 公益上やむを得ない事情が生じたときや、その他「すまぼう」の管理運営上やむを得ない必要が生じたとき。
- ④ その他、区長がその利用の継続を不適當であると認めるとき。

◎利用終了後の措置

利用期間が終了した場合は、許諾の取消しを受けた場合は、速やかに「すまぼう」画像の利用を中止してください。また、「すまぼう」画像の複製物の廃棄及び回収を指示することがあります。

◎損害賠償請求

利用者は、「すまぼう」画像の利用に関し、利用者の責めに帰すべき事由により、本市または、第三者に損害を与えた場合は、利用者の責任において速やかにその損害を賠償にしなければならない。

◎その他

詳細は、『須磨区マスコットキャラクター「すまぼう」の画像利用に関する要綱』をご参照ください。

◎申請・問い合わせ先

神戸市須磨区役所 地域協働課 すまぼう担当

〒654-8570 神戸市須磨区大黒町 4 丁目1-1

電話:078-731-4341 FAX:078-732-0728 メール:suma_kouhou@city.kobe.lg.jp